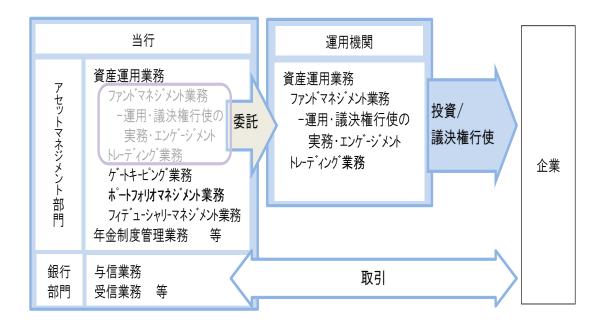
みずほ信託銀行の 「責任ある投資」の活動状況

2020年8月

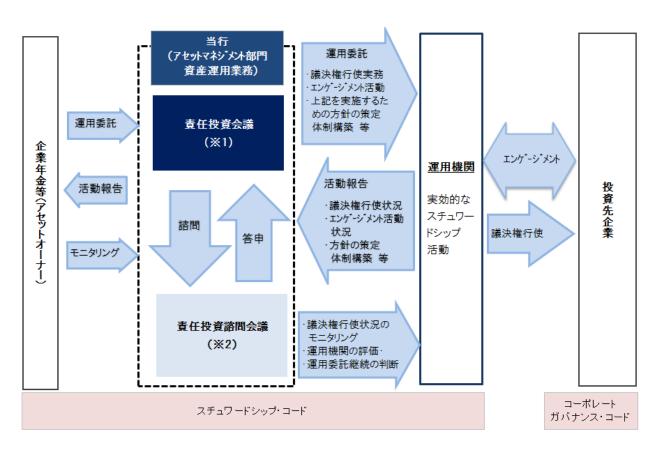
- 1. 当行の取組体制について
 - ~強固な利益相反管理態勢の構築~
 - ✓ 当行は、資産運用業務のうち議決権行使の実務や目的を持った対話(エンゲージメント) を含むファンドマネジメント業務およびトレーディング業務等を運用機関へ委託しています【図表①】。

運用機関が議決権行使する際、当行の法人営業部門から影響を受けない 事業ストラクチャーとすることで、強固な利益相反管理態勢を構築しています。

▶【図表①】: 当行の事業ストラクチャー



- ✓ 当行は、議決権行使の実務やエンゲージメントを運用機関に委託していることから、運用 機関に対し、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定・公表するとともに、実 効的なスチュワードシップ活動を行うよう求めています【図表②】。
 - ▶ 【図表②】: 当行のスチュワードシップ活動に係る体制図



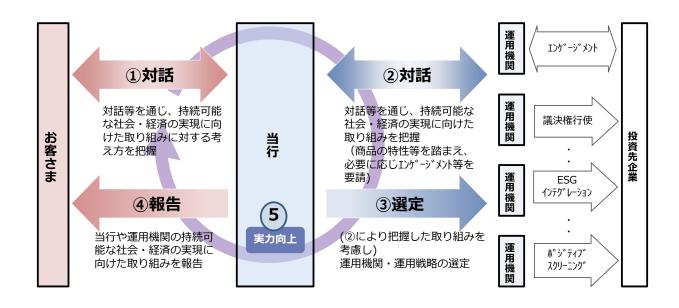
	(※1)責任投資会議	(※2)責任投資諮問会議
位置づけ	当行および運用機関のスチュワードシップ活動全般について審議・報告を行う会 議体	責任投資会議の諮問機関
目的	議決権行使に関する事項、運用機関の 選定・評価を審議 運用機関のスチュワードシップ活動全般 に関する対応状況やスチュワードシップ 責任の履行状況について議論	利益相反防止が必要な事項※に関し、 第三者の視点から意見具申 (※議決権行使ガイドラインの改定、 運用委託先の選定・継続等)
構成員	アセットマネジメント部門長 アセットマネジメント部門関係部長 リスク管理、コンプライアンス所管部長	社外有識者等 コンプライアンス統括グループ長 (過半の社外有識者等で構成)

✓ 当行は、2019年9月に「責任ある投資への取組方針」を定め、原則として全ての資産において、持続可能な社会・経済の実現に向けた取組みを投資戦略やファンド特性に応じて投資判断に活用する責任ある投資を実践しています。

当行は、自ら直接的に議決権行使の実務や目的を持った対話(エンゲージメント)を行わないことから、お客さまや運用機関と対話し、把握した持続可能な社会・経済の実現に向けた取組みに関する考え方や活動内容などを活用して、運用機関/運用戦略を適切に選定しています。

「責任ある投資への取組方針」は以下のウェブサイトに公表しています。 https://www.mizuho-tb.co.jp/corporate/unyou/pdf/sekininntoshihosin.pdf なお、具体的な実践方法は、【図表③】のとおりです。

▶ 【図表③】:責任ある投資の具体的な実践方法



また、運用機関/運用戦略の選定にあたっては、運用機関のスチュワードシップ活動を含む運用体制やパフォーマンスをはじめ、現地実査や運用における重要人物等との面談を通じた確認・評価(デューデリジェンス)を行っています。

運用機関/運用戦略選定後においては、運用体制、運用パフォーマンス等の定期的なモニタリングを実施し、必要に応じ、運用機関と改良等につき議論しています。

✓ 当行は、お客さまのニーズに適う各種コンサルティングを行っています。その一環として、ア セットオーナーがスチュワードシップ責任を果たすためのガバナンス態勢構築等のコンサルテ ィングも行っています。

2. 「責任ある投資への取組方針」への実践内容

✓ 当行の2019年9月に制定した「責任ある投資への取組方針」に則った実践内容は下表の とおりです。

項目 ^(※)		実践内容		
お客さま	 お客さまとの「対話」 お客さまへの「報告」 	 「アセットオーナーに求められるもの」というテーマでセミナーを開催しました。 「日本版 SS コードの改訂」や「日本版 SS コードへの当行取組方針の改定」内容等についてお客さまとの対話を実施しました。 ・当行の責任ある投資への取組みについては「本活動状況資料」「スマートフォーマット」等を活用のうえ、お客さまに報告しています。 また、運用機関の ESG 等の持続可能な社会・経済の実現に向けた取組みについては「商品説明資料」「運用報告資料」等を活用のうえ、お客さまに報告しています。 		
運用機関	② 運用機関との「対話」 ③ 運用機関/ 運用機関/ 運用戦略の 「選定」	・当行は対話等を通じて、運用機関の持続可能な社会・経済の実現に向けた取組みを把握しています。また、当行は対話等を通じて、当行の責任ある投資の考え方や取組みを運用機関に説明・共有のうえ、運用機関の責任ある投資への考え方や取組みを把握するよう努めています。 ・当行は、運用機関の持続可能な社会・経済の実現に向けた取組みを適切に考慮のうえ、運用機関/運用戦略を選定しています。		
当行	⑤ 当行の 「実力向上」	・国連「責任投資原則(PRI)」の各種会議や各種外部セミナー等への参加を通じて、当行の実力向上に努めています。		

(※)前頁の「【図表③】:「責任ある投資の具体的な実践方法」と対応

お客さまとの「対話」の具体的な取組み

✓ 当行は、「アセットオーナーに求められるもの」というテーマでセミナーを開催し、グローバルな視点を交えつつ、責任ある投資やスチュワードシップ・コードに関連した昨今のアセットオーナーの動向やそれを取り巻く環境について、お客さまと認識や事例の共有を行いました。

運用機関との「対話」/「選定」の具体的な取組み

- ✓ 当行は資産クラス毎に次のESGに関連するチェック基準を設定し、運用機関のESGに関する取組みについて対話等を通じて把握しています。
 - ・運用機関/運用戦略のESGへの対応状況(含む、ダイベストメントにかかる対応状況)
 - ・エンゲージメントや議決権行使の対応状況
 - ·ESGへの取組みの対外公表状況 など
- ✓ 2019年9月に制定した当行の「責任ある投資への取組方針」の考え方や取組内容を運 用機関に説明・共有のうえ、運用機関の「責任ある投資」への考え方や取組みを把握するよう努めています。
- ✓ 当行は対話等を通じ把握した運用機関の持続可能な社会・経済の実現に向けた取組みに関する活動内容を適切に考慮のうえ、運用機関/運用戦略を選定しています。
- ✓ (ご参考)不動産投資における運用機関との対話に向けた当行の取組事例

新型コロナウイルスという世界中の人々に脅威となっている社会課題に対し、運用機関との対話を通じ、運用機関との認識共有や運用機関への意見具申等に取組んでいます。

課題認識

新型コロナウイルス感染拡大という社会課題に伴う内外不動産市場への影響は、エリア(国内、米州、欧州)や用途(オフィスビル、商業施設、ホテル等)毎に特性があることから、当該特性を踏まえた、ファンドの適切な対応(コロナ禍での運営方法、情報開示等)を運用機関に促してしていく必要がある。

運用機関 対話 新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応について、当行は、エリアや用途毎に生じた影響を把握のうえ、運用機関と対話。

特に、影響が大きい商業施設・ホテル等については、テナント動向(賃料の支払猶予や減額要請、賃料不払い等)等の情報を詳細に収集したうえで対話を継続。

上記の対話等を通じて、運用機関と個別物件への対応等について、認識を確りと共有。

運用機関の 対応等

必要に応じ、当行から能動的に投資家の懸念も踏まえた意見具申を行い、より納得性を高めた危機対応を運用機関に促した結果、運用機関は、新型コロナウイルス感染拡大という社会課題への対応の一環として、より踏み込んだ情報開示をタイムリーに行うなど、投資家利益保護の目線で対応。

なお、当行は、お客さまに対しても、商品毎に市場動向、ファンドに及ぼす影響等の情報提供を迅速に行うことで、お客さまから、投資ファンドに関するゲートキーパーとしての情報提供姿勢を評価する声をいただけた。

当行の実力向上

✓ PRI各種会議や各種外部セミナー等への参加

当行では、国連「責任投資原則(PRI)」の各種会議(PRI In Person 等)、運用機関との意見交換、責任投資・ESG 投資に関するセミナーへの参加を通じ、知見の向上、取組事例の共有、責任投資の普及等に取組んでいます。

✓ PRIアセスメント結果(2019・2020)

PRI は、署名機関からの自己報告に基づき、6 原則に対する活動状況を 6 段階 $(\lceil A + \rceil \sim \lceil E \rceil)$ にて評価しています。

当行は、全てのカテゴリーにおいて、「A+」の評価を獲得しています。

項目		2018	2019	2020
戦略とガバナンス(総合評価)		А	A+	A +
委	上場株式	A+	Α+	Α+
ぼ 運 用	債券	А	A+	A+
	プライベートエクイティ	А	A+	A+
	不動産	А	A+	A+
	インフラ	А	A+	A+

✓ ご参考:国連「責任投資原則(PRI)」への取組み

当行は、2006 年 9 月に機関投資家や年金基金等の投資の意思決定プロセスにおいて「環境」「社会」「ガバナンス」に配慮する視点を取り入れるように定めた国連「責任投資原則(PRI)」に署名しています。

アセットマネジメント部門においては、PRIの原則毎に取組方針を定め、更なる ESG 課題への取組推進を図っています。

▶ アセットマネジメント部門における国連「責任投資原則」への取組方針

原則		取組方針	
原	私たちは投資分析と意志決	当部門では、運用委託先に対して、投資プロセスに	
	定のプロセスに ESG の課題を	ESG の課題を組み込むことを求めます。	
則	組み込みます。	また、運用委託先の上記取組状況については、適宜	
1		モニタリングにて確認します。	
	私たちは活動的な所有者に	当部門では、運用委託先に対して、エンゲージメントを	
原	なり、所有方針と所有慣習に	重視し、投資方針・投資行動に ESG 課題を組入れるこ	
則	ESG 問題を組み入れます。	とを求めます。	
2		また、運用委託先の上記取組状況については、適宜	
		モニタリングにて確認します。	
_	私たちは、投資対象の主体	当部門では、運用委託先に対して、投資対象の主体	
原	に対して ESG の課題について	に ESG の課題について適切な開示を行うよう求めます。	
則	適切な開示を求めます。	また、運用委託先の上記取組状況については、適宜	
3		モニタリングにて確認します。	
	私たちは、資産運用業界に	当部門では、資産運用業界において本原則が受け入	
原	おいて本原則が受け入れら	れられ、実行に移されるように働きかけを行います。	
則	れ、実行に移されるように働き	また、運用委託先に対しても、資産運用業界において	
4	かけを行います。	本原則が受け入れられ、実行に移されるように働きかけ	
		を行うよう求めます。	
原	私たちは、本原則を実行す	当部門では、本原則を実行する際の効果を高めるた	
則	る際の効果を高めるために、協	めに、協働します。	
5	働します。	また、運用委託先に対しても、協働するよう求めます。	
原	私たちは、本原則の実行に	当部門では、お客さまに本原則への活動状況や進捗	
則	関する活動状況や進捗状況に	状況について報告します。	
6	関して報告します。		
U			

3. スチュワードシップ・コードの原則毎の主な取組みと自己評価について

原則 1:機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、 これを公表すべきである。

✓ 「『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》へのみずほ信託 銀行の取組方針」(以下、当行取組方針)の改定と公表

当行は、2014年2月に金融庁が策定した『「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》』の趣旨に賛同し、それを受け入れるとともに、当行取組方針を策定・公表の上、スチュワードシップ責任を果たすべく活動してまいりました。

2020 年 3 月、金融庁が『「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》』を再改訂したことを踏まえ、「スチュワードシップ責任」を果たすにあたり有用と考えられる 8 つの諸原則についての当行取組方針を改定し公表しています。

主な原則毎の改定項目と改定概要は次のとおりです。

原則	改定概要
原則 1.	各原則に、サステナビリティ(ESG 要素を含む中長期的な持続可
原則 4·	能性)の要素を反映いたしました。
原則 7	
原則 5	投資先企業との建設的な対話に資する観点から重要と判断される
	議案等ついては、賛否を問わず、その理由を公表する旨規定いたし
	ました。
原則 8	機関投資家向けサービス提供者として、利益相反管理方針の策
(新設)	定および公表する旨規定いたしました。

再改定後の当行取組方針につきましては、以下のホームページをご参照ください。 https://www.mizuho-tb.co.jp/corporate/unyou/pdf/stewardship.pdf

✓ 当行は、議決権行使の実務やエンゲージメントを運用機関に委託していることから、運用 機関に対し、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定・公表するとともに、実 効的なスチュワードシップ活動を行うよう求めています。

- ✓ 運用機関の取組状況については、運用機関と双方向での議論を行うとともに、運用機関 の自己評価を活用しながら、運用機関と投資先企業との間の対話の「質」に重点を置いて、 「責任投資会議」においてモニタリングするとともに、運用機関の評価に反映しています。
 - ▶ 運用機関に対する主なモニタリング項目

項目		運用機関に対する主なモニタリング内容		
原則 1	明確な方針の策定	スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定・公表するとともに、実効的なスチュワードシップ活動を行い、スチュワードシップ活動の向上に取組んでいるか。		
原則 2	利益相反管理	利益相反が生じうる局面を具体的に特定するなど、利益相反を回避し、具体的な方針を策定・公表しているか。		
原則 3 原則 4	企業との対話・ エンゲージメント	投資先企業の状況把握を継続的・実効的に行い、認識の共 有、より積極的な中長期的視点に立ったエンゲージメントを行 っているか。		
原則 5	議決権行使	投資先企業とのエンゲージメント内容等を踏まえた上ですべての保有株式について、当行の議決権行使ガイドラインに従って自らの責任と判断の下で議決権を行使するよう努めているか。		
原則 6 原則 7	顧客・受益者への 報告、実力向上	スチュワードシップ責任を果たすための取組状況について、当 行へ報告をおこなっているか、また運用機関の経営陣自らが スチュワードシップ活動の課題に対する取組みを推進している か。		

自己評価

- ◆ 当行は、金融庁の日本版スチュワードシップ・コードの再改訂・公表を受け、速や かに当行の取組方針を改定・公表しました。
 - 当行は、当行取組方針に基づき、引続きスチュワードシップ活動を推進しています。
- ◆ 運用機関と双方向での議論を行うとともに、当該運用機関のスチュワードシップ 活動をモニタリングしています。
- ◆ 当行は、現時点において適切な対応を行っていると考えており、今後も、当行取 組方針を適宜見直しの上、公表してまいります。

原則 2:機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、 明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

✓ 利益相反管理・ガバナンス強化の高度化

当行は、資産運用業務を行う部署と融資などの取引がある法人営業部門との間で情報 遮断を行うなど、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反については、行 内規程に則り厳格に管理しています。

また、当行は、利益相反管理の高度化とガバナンスの強化のため、次の取組みを行っています。

項目	取組内容
	(a)資産運用業務の分離 ・ 資産運用業務のうち議決権行使の実務やエンゲージメントを含むファンドマネジメント業務、トレーディング業務等を運用機関へ委託することで、運用機関が議決権行使する際、当行の法人営業部門からの影響を受けない体制を構築済
利益相反 管理の 高度化	 (b)議決権行使部署等との情報遮断 ・運用機関の議決権行使部署との間で個別銘柄の議決権行使に関わる全ての情報を遮断 ・運用機関の役職員に対し運用機関が議決権行使の実務を行うにあたり不当な接触・圧力とみなされる行為を行うことを禁止 (c)人事異動の制限 ・みずほフィナンシャルグループの資産運用会社であるアセットマネジメント One 株式会社の議決権行使部署への人事異動等は、当行の法人
ガバナンス強化	営業部署等を離任後 5 年間経過した者に制限 (a)「責任投資諮問会議」の設置 ·スチュワードシップ活動に関し、利益相反防止等のために必要と考えられる事項について諮問する会議体を設置(委員は社外の有識者が過半を占めるなど、透明性を確保) ·本会議の答申に基づき、必要な改善・是正について「責任投資会議」で十分に議論し、当行のスチュワードシップ活動の継続的な向上につなげる体制を構築 (2019 年度は 2019 年 9 月、2020 年 3 月に責任投資諮問会議に利益相反防止等のために必要と考えられる事項について諮問し答申を受領)

自己 評価

- ◆ 当行は、利益相反管理方針の概要をウェブサイトに公表しています。
- ◆ 当行は、上記のとおり、利益相反管理の高度化とガバナンスの強化を行っています。
- ◆ 当行は、現時点において適切な対応を行っていると考えており、今後も適切な利益相反管理に努めてまいります。

原則 3:機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

原則 4:機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

✓ 運用機関におけるスチュワードシップ活動のモニタリング・評価

当行は、議決権行使の実務やエンゲージメントを運用機関に委託していることから、運用機関に対し、実効的なスチュワードシップ活動を行うよう求めています。

当行は、運用機関が投資先企業の状況の把握を継続的に行い、実効的な把握、認識の共有、より積極的な中長期的視点に立ったエンゲージメントを行っているか等の観点で活動状況を「責任投資会議」にてモニタリングし、その結果を運用機関の評価に反映しています。

✓ 運用機関における持続可能な社会・経済の実現に向けた取組状況の把握

当行は資産クラス毎に ESG に関連するチェック基準を設定し、運用機関の ESG に関する取組みについて対話等を通じて把握しています。

当行は対話等を通じ把握した運用機関の持続可能な社会・経済の実現に向けた取組み に関する活動内容を適切に考慮のうえ、運用機関/運用戦略を選定しています。

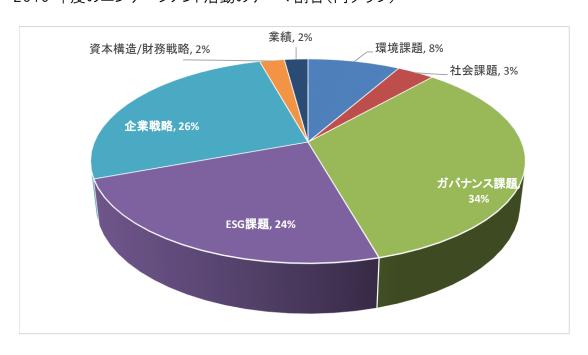
ご参考: 当行が運用委託をしているアセットマネジメント One 株式会社の 2019 年度国内株式エンゲージメント活動内容

▶ エンゲージメント活動のテーマ割合

エン / フ/・フ / / / / / / / / / / / / / / / /			
	テーマ	2019 年度	
環境課題	気候変動や生物多様性、汚染と廃棄物等、環境 課題への対応	8.2%	
社会課題	ダイバーシティや労働基準/安全衛生、製品責任 等、社会課題への対応	3.3%	
ガバナンス課題	取締役会構成や資本効率、リスクマネジメント等の ガバナンス課題への対応	34.1%	
ESG 課題	CSR/ESG の情報開示や CSR 調達など、環境・社会・ガバナンスの各課題を跨ぐ ESG 課題への対応	23.7%	
企業戦略	中長期的な企業価値向上に資する経営戦略·事 業計画等	26.4%	
資本構造/財務戦略	資本効率の向上と持続的成長に資する財務戦略、 資本政策等	2.2%	
業績	業績変化とその要因等	2.1%	

^{*}上記のうち、「気候変動」に関するエンゲージメントの割合は 5.8%

▶ 2019 年度のエンゲージメント活動のテーマ割合(円グラフ)



▶ 各テーマに関するエンゲージメント活動事例

事例1

環境

食品ロス問題、廃棄物削減問題に関し、小売大手とサプライチェーン全体での環境課題解決に向けた具体的な取組み内容についてエンゲージメントした事例。

アナリストの課題認識

大量生産・大量消費型の経済発展は、地球規模での環境負荷を強め、生態系に不可逆的な被害をもたらし、企業活動の制約要因となってきており、取組みの遅れは企業価値の毀損に直結する。

循環型社会の形成も念頭に置いたサプライチェーン全体での 廃棄物の管理に向けた先進的な取組みはリスク抑制や本業の 競争力強化に繋がる可能性が高い。

経営陣との 対話

サーキュラーエコノミーへの取組みが喫緊の課題であることを 指摘し、プラスチックレジ袋の廃止、オリジナル商品容器の脱プラ スチック化、食品廃棄物量削減、食品廃棄物のリサイクルの実 施状況等確認。

また、こうした取組みが、より一層サステイナブルな事業基盤 の確立に繋がるのではないかとの論点で議論。

A社の回答

取締役より、「発注精度向上及び包装の工夫による長鮮度化等により食品ロス削減に取組んでいる。プラスチック対策では、レジ袋は比較的高い辞退率になっている。まずは有償化で対応、その後脱プラスチック化を進める。ユニークな取組みとして、化学メーカーと協業した環境にやさしい原料の開発、顧客参加型のペットボトル回収機設置、再生ペットボトル使用商品も開始。環境対策による経済効果も検証し、企業価値向上に繋げていきたい。」との回答を得た。

事例2

社会

世界的な製薬会社への飛躍を目指す企業に対し、途上国の大きな社会課題となっている医薬品の普及について、リスクと事業機会の観点から意見交換した事例。

アナリストの 課題認識

製品責任(品質保証)に対する社会の要求の高まりは顕著で、品質問題の発生などは、短期的な企業業績悪化のみならず、ブランド価値や信用の棄損に直結する。

一方で、高品質な製品やサービスの提供は、顧客満足度の 向上を通じ持続的な企業価値の維持・向上に繋がる可能性が 高い。

経営陣との 対話

AMOne では途上国での医薬品普及促進についての世界的イニシアチブ「医薬品アクセス(Access to Medicine)」に参加しており、当該取組みを統括するグローバル責任者と面談も実施。

同イニシアチブに参加していることもあり、リスクと事業機会について当社と意見交換するとともに、取組みに対するガバナンス体制を確認。

B社の回答

会社側より、「同イニシアチブへの取組みは単なる社会貢献活動ではなく、エマージング諸国のビジネス戦略における大きな柱であると認識している。また外国人 CEO がリーダーシップを発揮する形で、イニシアチブにおける評価も上昇しており、社内のモチベーション向上にも好影響を与えている。」との回答を得た。

事例3

ガバナンス

役員向け研修会の講師依頼を受け、ESG アナリストが、「投資家が求める経営戦略とは」をテーマに講演。企業側経営陣とガバナンス強化の必要性について認識を共有した事例。

アナリストの 課題認識

取締役会が経営環境の変化に柔軟に対応し、持続的な企業 価値向上に向けた機能を十分発揮するためには、構成メンバー の知識・経験・能力などの多様性が確保されているべきである。

一方、透明性·合理性の高い意思決定を行う仕組は、リスクの抑制や本業の競争力強化に繋がる可能性高い。

経営陣との 対話

これまで幅広いテーマでエンゲージメントを実施してきたところ、会社側より役員向け研修会の講師依頼を受け、ESG アナリストが「投資家が求める経営戦略とは」をテーマに環境戦略について講演。

環境対応を意識した事業展開は、"創業者精神"に合致する ものであり、リターンに繋げる材料も豊富に揃っているように見受 けられるものの、事業戦略への落とし込みやそれを実現していく 上でガバナンス体制のより一層の強化が必要であることを指摘。

C社の回答

質疑応答で、執行役員から時間軸の長い ESG への取組みと目先の業績へのコミットメントの相反する関係について質問があり、当方より、「非常に難しい問題であるが、評価体系の工夫など、経営の意識改革が必要である。」との考えを伝えた。

また、社長から、「魂が入っていないということですね」との感想があった。経営企画担当の常務執行役員からは、「非常に参考になった。経営陣には、長期目線での対応を促している。」との回答を得た。

自己 評価

- ◆ 当行は、「運用機関は投資先企業の状況を的確に把握しているか」「エンゲージメントを通じて投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めているか」等を定期的にモニタリングしています。
- ◆ また、当行は、モニタリング等の結果を運用機関の評価に反映しています。
- ◆ 当行は、現時点において適切な対応を行っていると考えています。 今後もモニタリング結果を踏まえ、運用機関との双方向での議論等を通じ、運用 機関による投資先企業の的確な状況把握等を促してまいります。

原則 5:機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、 議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企 業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

✓ <u>「受託資産運用における議決権行使ガイドライン」(以下、「議決権行使ガイドライン」)の</u> 改定と公表

当行は、2020 年 4 月に議決権の行使についての方針である「議決権行使ガイドライン」を「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」、「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」の主旨等を踏まえ、改定・公表しました。

主な改定箇所は次のとおりです。

・親会社等が存在する企業に対しては、利益相反防止および少数株主、一般株主 の権利保護の観点から実効的なガバナンス体制が構築されるべきであり、ガバナン ス体制に問題がある場合には、代表取締役の再任に対し原則として反対する。

✓ 議決権行使にあたっての考え方

当行は、運用機関が議決権行使実務を行うにあたり、単に形式的な判断基準に留まることなく、投資先企業との建設的な目的を持った対話(エンゲージメント)に基づき、賛否判断を行うことを重視しています。

また、当行の親会社等の議決権については、運用機関において、第三者である議決権行使助言会社等を活用することを求めており、利益相反を適切に管理しています。

✓ 投資先企業および議案ごとの議決権行使結果の公表

当行は、「議決権行使ガイドライン」を運用機関に提示し、運用機関は当行が策定した当該ガイドラインに則り、議決権行使の実務を行っています。

2017年8月以降、当行は個別の投資先企業および議案ごとの議決権行使結果を以下のウェブサイトにて四半期ごとに公表しています。

なお、当行は、2019 年 11 月以降、個別の投資先企業および議案ごとの「賛否の理由」を公表しています。

https://www.mizuho-tb.co.jp/corporate/unyou/giketsuken koushi.html

◆ 当行は、議決権の行使についての明確な方針である「議決権行使ガイドライン」 を制定・公表しています。また、当該ガイドラインは、責任投資会議にて議論を行い定期的に見直ししています。

自己評価

- ◆ 議決権行使における透明性の確保を図るべく「四半期ごとに個別投資先企業および議案ごと」に議決権行使結果を公表しています。 また、個別の投資先企業および議案ごとの「賛否の理由」を公表しています。
- ◆ 当行は、現時点において適切な対応を行っていると考えています。 今後も投資先企業の持続的成長に資するべく「議決権行使ガイドライン」を定期 的に見直すとともに、運用機関の議決権行使結果をモニタリングしています。 また、当行はモニタリング結果を踏まえ、運用機関との双方向での議論等を通 じ、議決権行使の取組みの向上を図ってまいります。

原則 6:機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしている のかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

✓ スチュワードシップ活動の報告

当行は、お客さま(年金基金等のアセットオーナー)に、当行のスチュワードシップ活動 について報告しています。

また、当行ウェブサイトにおいても「スチュワードシップ責任を果たすための活動状況」 「議決権行使ガイドライン」「個別投資先企業および議案ごとの議決権行使結果」「自己 評価」を公表しています。

✓ 『日本版スチュワードシップ・コード対応報告様式』(スマート・フォーマット)による報告

当行は、主要なスチュワードシップ活動項目で構成される業界共通の『日本版スチュワードシップ・コード対応報告様式』(スマート・フォーマット)に則り、当行の取組状況をお客さまに報告しています。

◆ 当行は、当行のスチュワードシップ活動について、ウェブサイトや「日本版スチュワ

ードシップ・コード対応スチュワードシップ活動報告書」などを通じ、定期的にお客さまへ報告しています。 ◆ また、お客さまのニーズに応じた報告を行っています。

自己評価

◆ 当行は、現時点において適切な対応を行っていると考えています。 今後も当行のスチュワードシップ活動等については、ウェブサイトへ公表する等、 お客さまの利便性・コスト等を考慮し、効果的かつ効率的な報告を行うよう工夫 してまいります。 原則 7:機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境 等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企 業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきで ある。

✓ 実力向上に向けた取組み

当行では、国連「責任投資原則(PRI)」の各種会議(PRI In Person 等)、運用機関との意見交換、責任投資・ESG 投資に関するセミナーへの参加を通じ、知見の向上、取組事例の共有、責任投資の普及等に取組んでいます。また、運用機関との意見交換等では、スチュワードシップ担当者のみならず、当行経営陣も参加し、自らの知見や実力の向上を図っています。

当行が運用委託を行っている運用機関においても、スチュワードシップ責任を果たすための体制整備や実力向上に向けた取組みを実施されていることを、モニタリングを通じて把握しています。

✓ _ スチュワードシップ活動の「責任投資会議」での報告

当行では、スチュワードシップ責任を果たすため、当行および運用機関の各原則の対応状況や履行状況等のスチュワードシップ活動状況を定期的に「責任投資会議」に報告し議論の上、スチュワードシップ活動の更なる向上を図っています。

自己

- ◆ 当行は、実力向上を図る取組みを積極的に実施しています。
- ◆ 当行は、現時点において適切な対応を行っていると考えています。 当行は、今後も運用機関等との定期的な情報交換・議論等を通じ、自らもこれまで培ったスチュワードシップ責任を果たすための知見や実力を更に向上させるとともに、その知見や実力を活かし、業界全体の実力向上の一助となるよう、「責任ある機関投資家」として積極的に取組んでまいります。

原則 8:機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに 当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するも のとなるよう努めるべきである。

(指針)8-1 議決権行使助言会社・年金運用コンサルタントを含む機関投資家向けサービス提供者は、利益相反が生じ得る局面を具体的に特定し、これをどのように実効的に管理するのかについての明確な方針を策定して、利益相反管理体制を整備するとともに、これらの取組みを公表すべきである。

✓ 利益相反管理態勢の構築·公表

当行は、フィデューシャリーマネジメント業務のメニューの1つとして、お客さまの中長期的な投資リターンの拡大を支援するために、運用機関の評価・選定に関するサービスを提供しています。

当行は、資産運用業務を行う部署と運用機関の評価・選定に関するサービスを行う部署との間で情報遮断を行うなど、スチュワードシップ責任を果たすうえで管理すべき利益相反管理態勢を構築しています。

また、当行の利益相反管理方針の概要は以下のウェブサイトに公表しています。 https://www.mizuho-tb.co.jp/coi/index.html

自己評価

- ◆ 当行は、利益相反管理方針の概要をウェブサイトに公表しています。
- ◆ 当行は、上記のとおり、利益相反管理態勢の構築を行っています。
- ◆ 当行は、現時点において適切な対応を行っていると考えており、今後も適切な利益相反管理に努めてまいります。

以上